

## 公益財団法人平戸市振興公社役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員及び評議員には、報酬を支給する。

### (報酬の額)

第3条 役員及び評議員の報酬の額は、別表第1に定める額とする。

### (報酬の支給方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会及び評議員会のほか理事長が特に必要と認めた会議等並びに監事が監査に出席した都度、支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったとは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用弁償)

第5条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、実費相当額を支給する。

### (委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附則

この規程は、令和元年7月1日より施行する。

### 別表第1 (第3条関係)

	報 酬 額	
役員 (理事)	日 額	3,000円
役員 (監事)	日 額	3,000円
評 議 員	日 額	3,000円